平成２５年（フ）第７４７７号
東京都八王子市北野町541―７―202
債務者　阿部　浩尚
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４７８号
東京都足立区扇２丁目36―13―409
債務者　川瀬　明美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８３号
東京都中野区本町３丁目11―９―303
債務者　布施　拓也
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８５号
東京都練馬区氷川台３丁目１―19
債務者　高野　光男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８６号
東京都文京区大塚５丁目33―６―201
債務者　佐藤　和顕
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９０号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1170―１―509
債務者　瀧川　将輝
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９２号
東京都新宿区新宿５丁目９―19―302
債務者　澤野　和子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４９４号
東京都北区栄町７―８―202
債務者　矢口　吉実
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５００号
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町1376―201
債務者　田中　孝憲（旧姓永江）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５０７号
埼玉県草加市瀬崎３丁目41―21―201
債務者　沢木　俊也
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５１２号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目３―11―101
債務者　福原　　貢
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５１７号
東京都江戸川区平井４丁目12―10―102
債務者　荒井　良一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５１８号
東京都練馬区氷川台１丁目12―23　コープ浅見Ⅲ106号
債務者　山本　真土
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８号
横浜市神奈川区菅田町615番地
債務者　関　　博一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８３号
横浜市旭区上白根２丁目64番20号　上白根園
債務者　小見山　泰
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地１　市営橋戸原ハイツ１棟401号
債務者　小路ユリ子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部